

#### IV. 日本作物学会紀事速報審査要領

(2017年3月29日新設)

1. 編集委員長は速報編集委員長を委嘱する。
2. 速報編集委員長は投稿原稿の内容に対応する速報編集委員を選び、審査を依頼する。審査は論文の速報性を中心に行うものとする。
3. 速報の審査を希望する著者は、通常の講演会要旨に加え、速報原稿を作成要領に従って用意し、投稿を行う。速報原稿の締め切りは講演会要旨の締め切り日と同一とする（約2か月前）。
4. 速報編集委員は校閲者1名を選び、投稿原稿の校閲を依頼する。校閲は速報編集委員と校閲者の計2名で行う。修正が必要な事項は講演会の1か月前までに著者に連絡する。著者は講演会3日前までに修正原稿を提出する。
5. 著者は講演会において口頭発表を行い、速報編集委員と校閲者は最終審査を行う。速報編集委員は必要に応じて著者に修正を求め、論文の採否を速報編集委員長に答申する。修正原稿の締め切りは講演会終了後2週間とする。
6. 修正を求めた原稿が期限までに提出されない場合は取り下げたものとみなす。
7. 投稿原稿の最終的な採否は速報編集委員長が決定する。採択決定日を受理日とする。
8. 採択された論文の掲載順序、体裁は速報編集委員長が決定する。
9. 初校と再校は著者が行う。校正に際しては原稿の改変を行ってはならない。